参議院

議案付託

十一月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

内閣委員会に付託

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

総務委員会に付託

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

財政金融委員会に付託

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

文教科学委員会に付託

議決通知

十一月九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

質問主意書提出

十一月九日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍属による女性暴行殺人事件とその後の政府の対応に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二八号）

質問主意書転送

十一月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

塩化ラジウム（ラジウム223）注射液（製品名ゾーフィゴ静注）に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二六号）

南スーダンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二七号）

法律公布奏上及び通知

十一月九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

人事異動

外務省

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官（大使））外務事務官　嘉治美佐子

大臣官房に転任させる（十月三十一日）

（カメルーン国兼チャド国駐箚）特命全権大使　岡村　邦夫

兼ねて中央アフリカ国駐箚を命ずる

（大臣官房）外務事務官　武藤　顯

内閣官房に出向させる（以上十一月一日）

特命全権大使　高岡　正人

モンゴル国駐箚を命ずる

同　古谷　朋彦

グアテマラ国駐箚を命ずる

同　澤田　洋典

アンゴラ国駐箚を命ずる

同　柳沢　香枝

マラウイ国駐箚を命ずる

（パナマ国駐箚）特命全権大使　礒部　博昭

パナマ国駐箚を免ずる

特命全権公使　伊藤　康一

在中華人民共和国日本国大使館在勤を命ずる

同　南　博

国際連合日本政府代表部在勤を命ずる（以上十一月八日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　白石　篤史

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する（十一月一日）

仙台簡易裁判所判事　近藤　護

青森簡易裁判所判事に補する

青森簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

盛岡簡易裁判所判事　佐藤　満

仙台簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事　松井　秀彦

盛岡簡易裁判所判事に補する（以上十一月三日）

○定年退官

簡易裁判所判事天満憲明は十一月二日限り定年退官

皇室事項

信任状捧呈式

十一月九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在オーストリア国特命全権大使フーベルト・ハイッスの信任状捧呈式を行われた。

十一月九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ルーマニア国特命全権大使スヴェトラナ・タティアナ・ヨシペルの信任状捧呈式を行われた。

大綬章等勲章親授式

十一月八日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、江田五月に桐花大綬章を、奥石東、前田武志、北澤俊美、野間口有、中川秀直、金築誠志、直嶋正行、ハン・スンジュ及びフランクリン・エム・ドリロンに旭日大綬章を授与された。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十八年十一月十一日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十八年十二月十五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　樋口　征児

生年月日　昭和五十五年三月十七日生

旅券申請上の住所　大阪府大阪市

二、返納すべき旅券

旅券番号　TK一五七三八四三

発行年月日　平成二十二年四月二日

旅券名義人　樋口　征児

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十八年六月七日、京都簡易裁判所から、常習賭博事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十八年十月二十六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年11月11日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年11月11日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

確認された日本工業規格

飲料水及び下水事業に関するマネジメントに関する指針　飲料水及び下水事業に関する活動―　Q24512

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年11月11日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年11月11日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国土交通大臣　石井　啓一

記

確認された日本工業規格

飲料水及び下水事業に関する活動―サービスの評価及び改善に関する指針　Q24510